

# 設備投資を決定するなら **今でしょ!**

平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づき「生産性向上設備投資促進税制」が創設され、税制の適用が開始されていることをご存じですか？

本制度は、生産性や投資利益率を向上させる設備を導入した企業に対して行われる設備投資減税で、大きく分類すると、「最新設備」を導入する場合と「利益改善のための設備」を導入する場合の2つに分類されます。

但し、「利益改善のための設備」を導入される場合は**投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局への申請が必要**となります。

この「生産性向上設備投資促進税制」には、これまでの設備投資にない **税制措置が手厚い 対象者の範囲が広い 対象設備の範囲が広い** という主に3つの特色があり、「最新設備」の導入をご検討されているお客様はお早めに当社までご相談下さい！

## イチ押し！ IHフライヤーシリーズ



クアッドロール式脱油機



豆乳搾り機  
ワイルドマイスター



その他の機械についてもご相談ください！

### ■ 税制措置が手厚い！ 平成26年1月20日～平成28年3月末日

## 今なら 即時償却 または 税額控除 **5%**

※税制控除における税制控除額は当期法人税額の20%が上限 (ただし、建物・構築物は3%)

平成28年4月1日以降は償却率・控除率が**大幅ダウン**します

平成28年4月1日～平成29年3月末日

特別償却 **50%** または 税額控除 **4%**

(ただし、建物・構築物は特別償却25%、または税額控除2%)

**お早めに!**

### ■ 対象者の範囲が広い!

- ◆ 青色申告する法人・事業主
- ◆ 業種・業態・企業規模による制限はなく、製造業だけでなく、建設業、流通業から医療機関、農業者まで、個人事業者から大企業に至るまで幅広くご利用頂けます。

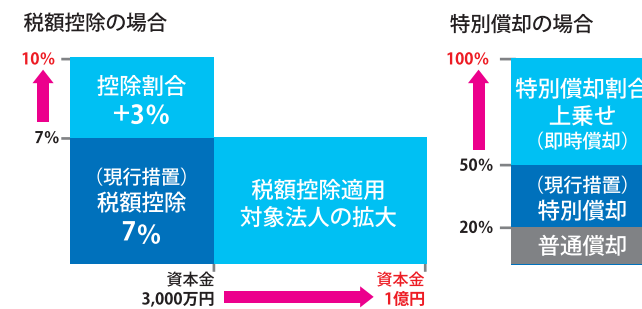
### ■ 対象設備の範囲が広い!

- ◆ 一定の要件を満たせば、機械装置をはじめ、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアまで広範な設備類が税制の対象となります。
- ◆ 特に「建物」本体も税制措置対象になる点に注目です!

### さらに「中小企業投資促進税制」との併用可能! 税額控除が最大**10%**にUP! または即時償却

※税額控除における税額控除額は当期法人税額の20%が上限

資本金3,000万円以下の法人等および個人事業主	即時償却または税制控除 10%
資本金3,000万円超1億円以下の法人等および個人事業主	即時償却または税額控除 7%



### 「最新設備」と「利益改善のための設備」について

「生産性向上設備投資促進税制」は一定金額以上の生産性を向上させる設備、または投資利益率を向上させる設備を導入した企業に対して行われる設備投資減税です。

「最新設備」を導入する場合は簡単な手続きで税制措置を受けられますが、適用対象は単品(複数台は可能※右上図-①参照)となります。

「利益改善のための設備」を導入する場合は利益改善のための一連の設備が丸ごと対象(右下図-②参照)となりますが、投資計画書を作成し、経済産業局へ申請する等、手続きが必要となっています。



詳細は経済産業省のホームページをご覧ください!  
[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

※ここでは主に「最新設備」を導入する場合についてご紹介いたします。

### 「最新設備」を導入する場合

一定の要件を満たせば、簡単な手続きで税制優遇が受けられます!

#### いずれか単品のみ対象

機械装置

器具備品

建物

ソフトウェア

工具

建物附属設備

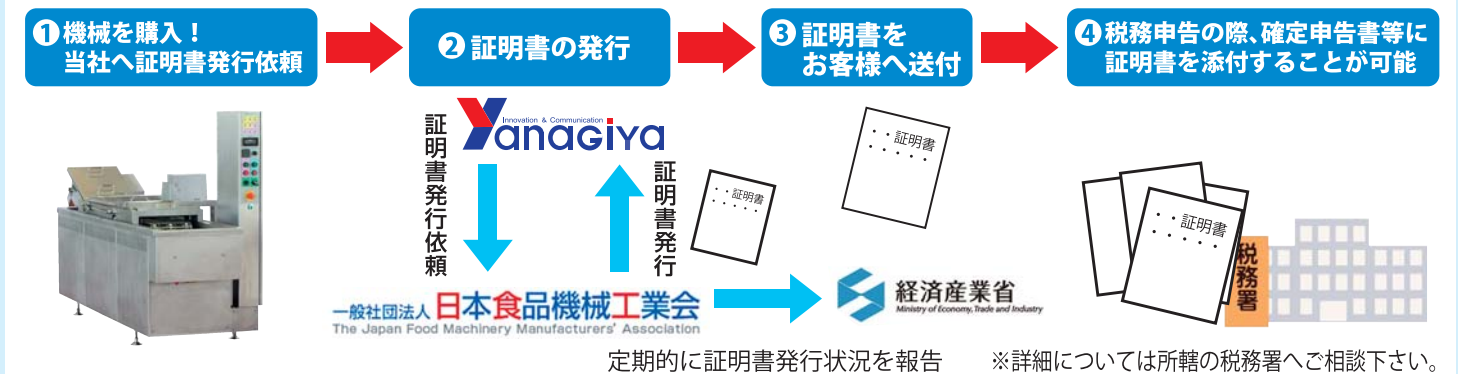
図-①

#### 要件

- 青色申告している法人・個人事業主
- 最新モデルであること (機械装置は10年以内に販売開始されたもの)
- 生産性が年平均1%以上向上していること
- 一定の価格以上であること 機械装置なら単品160万円以上

当社の機械は「機械装置」にあたり、用途又は細目の制限はありません。

### 【手続きの流れ】



#### <証明書発行に必要な日数について>

ご請求いただいた後、日本食品機械工業会での確認・審査にかかりますので、1、2ヶ月程度が目安です。年末や年度末等、会計年度の前後は混雑が予想されますので、予めご計画の上、早めにご依頼ください。

### 「利益改善のための設備」を導入する場合は…

[必要な手続]  
投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

- [要件]
- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること
  - 一定の価額以上であること(機械装置:160万円以上)

#### 一連の設備丸ごと対象



図-②